## VI 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改 正 の 内 容	適用時期等
(1) 土地の譲渡等がある 場合の特別税率(措令38 の4⑩三ロ、改正措令附 則1七)	<i>//</i> — // F	. 本制度は、平10.1.1から 平29.3.31までの間の土
(2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(措令39⑦、改正措令附則1七、22①)	○ 第一種市街地再開発事業が施行された場合において、個別利用区内の宅地への権利変換を希望しない旨の申出に基づき補償金を取得するときのやむを得ない事情が定められました。	
(措令39®一、改正措令 附則1七、22②)	○ 収用等による譲渡があったものとみなされるものから除かれる一定の補償金を取得する第一種市街地再開発事業の施行者である再開発会社の株主又は社員について、その指定宅地又はその使用収益権を有する者が除外されました。	
(3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法65①⑦8、68の72⑦8、措令39の2⑩~⑫、39の1008、改正法附則1+四、97②3、120②3)	○ 第一種市街地再開発事業が施行された場合において、その資産に係る権利変換により個別利用区内の宅地等を取得するときが追加される等の見直しが行われました。	
(4) 農地保有の合理化の ために農地等を譲渡し た場合の所得の特別控 除(措法65の5①、68 の76①)	<ul><li>○ 農地法の改正により農業生産法人の名称変更等が行われたことに伴い、所要の整備が行われました。</li></ul>	. —
(5) 特定の資産の買換え の場合の課税の特例 (措 令39の7⑤一、改正措令 附則1七、22③)	○ 既成市街地等内における市街地再開発事業による買換えにおける対象資産について、都市再開発法の改正により第一種市街地再開発事業において設定されることとなる個別利用区内の宅地については、再開発会社が取得するものを含めないこととされました。	法 (平28.4.28現在審議 中) の施行の日以後に
(揩令39の7②四五、39 の106②三四)	<ul><li>○ 収用換地等により代替資産を取得した場合の所有期間の引継措置について、市街地再開発事業による権利変換に伴い個別利用区内の権利を取得する場合等が追加されました。</li></ul>	